

令和4年鉢田市農業委員会7月定例総会議事録

日 時	令和4年7月25日（月）午後2時17分																																																																																	
場 所	福祉事務所 2階 会議室																																																																																	
出欠状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1番</td><td>新堀 隆</td><td>出</td><td>13番</td><td>齊藤 新一</td><td>出</td></tr> <tr><td>2番</td><td>坪沼美知子</td><td>出</td><td>14番</td><td>飯岡 政一</td><td>出</td></tr> <tr><td>3番</td><td>宇佐見達夫</td><td>出</td><td>15番</td><td>窪 伸衛</td><td>出</td></tr> <tr><td>4番</td><td>菅谷 美尚</td><td>出</td><td>16番</td><td>山口 正重</td><td>出</td></tr> <tr><td>5番</td><td>永井 司</td><td>出</td><td>17番</td><td>関根 薫</td><td>欠</td></tr> <tr><td>6番</td><td>海東 一</td><td>出</td><td>18番</td><td>海老原康廣</td><td>出</td></tr> <tr><td>7番</td><td>草野 克信</td><td>出</td><td>19番</td><td>大貫 修一</td><td>欠</td></tr> <tr><td>8番</td><td>平沼 要司</td><td>出</td><td>20番</td><td>小沼 藤雄</td><td>出</td></tr> <tr><td>9番</td><td>長峰 克巳</td><td>出</td><td>21番</td><td>菅谷 幸子</td><td>出</td></tr> <tr><td>10番</td><td>森作 秀裕</td><td>出</td><td>22番</td><td>井川 栄</td><td>出</td></tr> <tr><td>11番</td><td>小沼 正</td><td>出</td><td>23番</td><td>箕輪美代子</td><td>出</td></tr> <tr><td>12番</td><td>永井 俊齋</td><td>出</td><td>24番</td><td>梶間 幸一</td><td>出</td></tr> </tbody> </table>				番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出	2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出	3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	出	4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出	5番	永井 司	出	17番	関根 薫	欠	6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出	7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	欠	8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出	9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出	10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出	11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出	12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出
番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠																																																																													
1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出																																																																													
2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出																																																																													
3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	出																																																																													
4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出																																																																													
5番	永井 司	出	17番	関根 薫	欠																																																																													
6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出																																																																													
7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	欠																																																																													
8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出																																																																													
9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出																																																																													
10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出																																																																													
11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出																																																																													
12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出																																																																													
事務局	櫻井局長 海老原局長補佐兼係長 井川局長補佐 鬼澤係長																																																																																	
議長	14番 飯岡政一（会長）																																																																																	
議事録署名人	9番 長峰 克巳 10番 森作 秀裕																																																																																	
書記	海老原局長補佐兼係長																																																																																	
議題	議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について 議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可について 議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について 議案第4号 農地改良協議に対する同意について 議案第5号 農地法第3条の買受適格証明書の発行及び公売落札後の許可について 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について																																																																																	

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

そ の 他

(開 会)

事 務 局 ただいまより、令和4年鉾田市農業委員会7月定例総会を開会いたします。

開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長 どうも皆さん、こんにちは。今日も暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。こここのところ、先週は結構雨だとか曇りだとかで天候が定まらない週ではございましたけれども、今週にかけてはだんだん日増しに暑くなりまして、夏本番という形になります。皆さんも非常に仕事やいろいろな方面で苦労されていると思います。

コロナのほうも、昨日の新聞でございますが、鉾田では60人が市内で感染者が判明したということで、これは60人というと非常に鉾田市にとっては多い人数でございます。ほかの市町村から比べれば少ないのですけれども、今まで鉾田市が少なかった分、この60人というのは非常に多くなっていると思います。県内では2,548人も出たということで、今日はそれ以上出るのではないかと思います。やはり茨城県内では、つくば、土浦、水戸、ここら辺が一番感染者が多いということで、連日新聞に載っておりますけれども、非常に皆さんも心配とは思います。4回目の接種を受けた方も、これからの方もいると思いますけれども、接種を受けることによって、幾らかでもかかったときにいいのではないかなと思っておりますので、なるべく受けさせていただきたいと思います。

それと、やはりロシアがウクライナを攻めて入って、大分物価高のほうが、油のほうから、ビニールのほうから、肥料のほうから相当値上げしております。農家の方も非常に、この肥料から、ビニールから、ハウスのパイプのほうまで上がって、上がるときには一気に上がります。そういうふうに肥料が足らないから上げるということで上がってはいるのだけれども、それでも肥料は足りているのですよね。何とか間に合っているのです。値上げしただけで、肥料がないかなといったら、肥料はそれなりにあるのです。だけれども、値上げ。そうかといって、農家が作っている米だと野菜だとかは、農家の方は、今言ったとおりに、肥料が高くなつたから、その分作物を値上げしますからと言うことができないのが、肥料だろうが何

	<p>とか、そういうものは値上げの判断に値上り、農家の方が育てるものに関しては、簡単に値上げできない。これは非常に世の中が不合理ではないかと私も思っております。やはり値上がった分、農家の方も値上げるのが、本当は順当な、バランス的にいいのではないかなと思っておりますけれども、そういうことが農家の方は声を上げられないで、その分作物に対して上がった分を転嫁できるかといつたら絶対これは今のところできないですよね。だから、やはり農家の方は、最終的には自分が値上がった分をしましてしまうわけでございますので、非常に大変だとは思います。</p> <p>そういうことで、サツマイモのほうも、ほかの作物はそれなりでございますけれども、サツマイモのほうは値が少しずつ上がっていけるような、そんな感じを聞きますので、少しでもよその作物も値上がりがいいと思っておりますので、今日もひとつ慎重審議のほうをよろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>定例総会の議長につきましては、鉢田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっております。議事進行を飯岡会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、ただいまの出席委員は22名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、鉢田市農業委員会7月定例総会を開会いたします。</p> <p>本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。</p> <p>会期を本日1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。
議長	次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。会議録署名人に、9番 長峰克巳 委員、10番 森作秀裕 委員の両名を指名いたします。
議長	なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐を指名

	いたします。
議長	議案の審議に入る前に諸報告を行います。 17番、関根委員、19番、大貫委員から、欠席する旨の届出がございましたので、報告いたします。
議長	これより議事に入りたいと思います。
(議案第1号 農地法第3条の規定による権利 の設定、移転の許可について)	
議長	議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。
議長	番号1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	番号1番をご説明いたします。 申請内容につきましては1筆、地目、畝、面積512平方メートルでございます。契約内容は売買で、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。 詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長	農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、 番、[REDACTED] 委員の退席を求めます。
	([REDACTED] 番 [REDACTED] 委員退席 午後2時26分)
議長	番号1番について地元委員の説明を求めます。
草野克信委員	7番、草野です。1番について説明いたします。 譲受人、[REDACTED]さんと譲渡人[REDACTED]さんは、知人の間柄で、今回[REDACTED]さんの経営規模拡大のため、売買が円満にまとまったそうです。

	<p>■さんは、水稻、カンショなど野菜を中心に作付する専業農家で、取得後はカンショを作付するそうです。</p> <p>なお、今回の売買では、下限面積50アールには足りませんが、議案第6号で■さんとの畠、面積1,136平米の使用貸借権を結んだことにより、支障はありません。</p> <p>以上のような理由から、権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願ひいたします。</p>
議長	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号1番について申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
議長	<p>■番、■委員の入場を認めます。</p> <p>(■番 ■ 委員入場 午後2時27分)</p>
議長	<p>続きまして、番号2番から番号13番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>番号2番から番号13番まで、ご説明いたします。</p> <p>申請件数につきましては12件、地目は、全て畠で19筆。面積は2万9,736平方メートルでございます。契約内容につきましては、売買8件、普通贈与2件、賃貸借1件、区分地上権1件となっております。</p> <p>いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。</p> <p>詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>

議 長	番号2番、番号3番について地元委員の説明を求めます。
平沼要司委員	<p>8番の平沼です。番号2番に対してご説明をいたします。</p> <p>譲受人、■さんと■さんは、不動産の紹介でございます。このたび■さんの新規就農ということで、売買のほうが円滑にまとまったということでございます。■さんは、ミニトマトなどを中心とした農家であり、経営面積も60アールあり、2人で熱心に取り組んでおります。作物、ミニトマトを生産するため、申請地を取得したいということでございます。</p> <p>以上のような理由から、譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うということであります。下限面積要件、地域との調和要件においても支障がないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p> <p>それでは、3番についてご説明します。譲受人、■さんと譲渡人、■さんは、知人の間柄でございます。このたび■さんの新規就農ということで、売買が円満にまとまったということでございます。■さんは、作物、ミニトマトを中心とした農家であり、経営面積も90アールあり、■さんも熱心に取り組んでおります。作物、ミニトマトを増産するため、申請地を取得したいということでございます。</p> <p>以上のような理由から、譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障がないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動等に係る許可要件について問題はないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
議 長	続きまして、番号4番について地元委員の説明を求めます。
箕輪美代子委員	<p>23番、箕輪です。4番について説明いたします。</p> <p>譲渡人、■さんと譲受人、■さんは、知人の間柄です。このほど譲受人の■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということです。譲受人の■さんは、葉物を中心に、イチゴを作っている大規模農家であります。経営面積も6ヘクタール近くあり、葉物の増産をするために申請地を取得したいということであります。</p> <p>以上のような理由から、譲受人は年間300日以上農作業に従事しており、権利移動に係る許可要件についても問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>

議長	続きまして、番号5番から番号7番について地元委員の説明を求めます。
菅谷美尚委員	<p>4番、菅谷です。5番についてご説明いたします。</p> <p>譲受人、■さんと譲渡人、■さんは、■さんの畠と■さんの畠が隣り合っており、昔からの知人の関係であります。■さんが農業を続けるのができなくなってきたおり、荒れ地になる前に■さんに相談したところ、売買の話が円満にまとまったそうです。■さんは、葉物野菜を作りたいとのことです。問題のない案件と思われますので、よろしくご審議お願いいいたします。</p>
議長	<p>続きまして、6番についてご説明いたします。譲受人、■さんと譲渡人、■さんは知人の関係で、農業を辞めようと思っていた■さんが■さんに相談したところ、売買の話が円満にまとまりましたそうです。■さんは、取得した畠でサツマイモを作るとのことです。問題のない案件と思われますので、よろしくご審議お願いいいたします。</p>
議長	<p>続きまして、7番についてご説明いたします。譲受人、■さんと譲渡人、■さんは親類の関係で、農業を辞めようと思っている■さんが■さんに相談したところ、円満に売買の話がまとまりましたそうです。■さんは、取得した農地でサツマイモを作るとのことです。問題のない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願いいいたします。</p>
議長	続きまして、番号8番について地元委員の説明を求めます。
永井司委員	<p>5番、永井です。8番について説明いたします。</p> <p>譲渡人、■さんと譲受人、■さんは近所の間柄でございました。現在、■さんは水戸のほうに転出しておりますが、もともと濁沢地区で生活しておりまして、農地を相続したところを■さんが耕作しております。今回■さんが買い受けて規模拡大ということで申請でございますので、よろしく審議お願いいしたいと思います。</p>
議長	続きまして、番号9番について地元委員の説明を求めます。
菅谷幸子委員	<p>21番、菅谷です。9番について説明いたします。</p> <p>譲渡人、■さんは高齢になり、畠を誰かに譲りたいとのことでした。譲受人、■さんは、規模拡大ということで畠を譲り受けたそうです。コマツナを中心とした大きい農家でありまして、農地法第3条の規定による許可申請について何の問題もないと思います</p>

	ので、よろしくご審議のほどお願いいいたします。
議長	続きまして、番号10番、番号11番について地元委員の説明を求めます。
小沼正委員	<p>11番、小沼です。10番について説明します。</p> <p>賃借人、[REDACTED]さんと賃貸人、[REDACTED]さんは、太陽光下で作付する農地の賃貸借契約者間の間柄で、賃貸借契約が円満にまとまったそうです。[REDACTED]さんは、ニンニク、サツマイモ、サカキを中心に作付、経営面積も202アールあり、今回経営規模拡大のため、申請地にサカキを作付し、営農型太陽光発電の下部の耕地の賃貸借の手続をしたいということで上がってきています。</p> <p>二重作地内に農機具の保管倉庫がございます。農機具を確認行ったところ、トラクター、自走式草刈機、刈払機など農業経営を行う上で必要なものを所持しております。何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいいたします。</p>
	<p>続きまして、11番についてご説明いたします。[REDACTED]さんと[REDACTED]さんとは、土地の賃貸の間柄です。賃借人の[REDACTED]さんは、太陽光発電事業を主とした会社であり、このたび申請地に営農型太陽光発電設備を設置する計画に伴う区分地上権設定について、[REDACTED]さんとの間に賃貸借契約が円満にまとまったそうです。問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいいたします。</p>
議長	続きまして、番号12番について地元委員の説明を求めます。
小沼藤雄委員	<p>20番の小沼です。12番についてのご説明をしたいと思います。</p> <p>[REDACTED]さんと[REDACTED]さんは、おいとおじの間柄であります。[REDACTED]さんが経営規模拡大ということで、贈与という形で静さんのほうから譲り受けるということで、何の問題もないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいいたします。</p>
議長	続きまして、番号13番について地元委員の説明を求めます。
井川栄委員	<p>22番、井川です。13番についてご説明いたします。</p> <p>譲受人、[REDACTED]さんと譲渡人の[REDACTED]さんは親戚の間柄でございます。このたび[REDACTED]さんの経営規模拡大ということで、贈与契約が円満にまとまったということでござります。[REDACTED]さんは、メロン、サツマイモを中心とした農家であり、経営面積も5ヘクター</p>

		ル以上あり、サツマイモを増産するため、申請地を取得したいということでございます。譲受人は、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障がないと考えられます。許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議長		それでは、番号2番から番号13番について質疑に入ります。質疑を許します。
		(質疑なしの声あり)
議長		質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号2番から番号13番について申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。
		(異議なしの声あり)
議長		異議なしと認めます。番号2から番号13番を申請どおり許可と決定いたします。
		(議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可について)
議長		続きまして、議案第2号 「農地法第4条の規定による転用許可について」を議題といたします。
議長		番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局		番号1番、申請地、[REDACTED]。地目、畠、面積358平方メートル。申請人、[REDACTED], [REDACTED]。転用施設、農業用通路、358平方メートル。事由、現在利用している集出荷場の前面道路が混雑するため、緩和するためのバイパスとして農業用道路を整備したい。 詳細につきましては、現地調査意見書をご覧いただきたいと存じ

	ます。 以上でございます。
議長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。
森作秀裕委員	10番、森作です。1番について報告いたします。 去る7月15日、10番、森作、11番、小沼委員、12番、永井委員と事務局で現地調査を行いました。場所については、1ページの左側を御覧ください。申請地の農地区分は、第1種農地と判断いたしました。詳細につきましては、地元委員さんにお願いしたいと思います。
	農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。
議長	地元委員の説明を求めます。
箕輪美代子委員	23番、箕輪です。1番について説明いたします。 場所は、地図1ページの左側になります。県道110号線、鉾田から水戸へ行く県道ですけれども、舟木小学校の跡地から1キロぐらい行ったところに揚子江という食堂がありまして、その食堂を右に折れて700メートルぐらい行ったところに申請地があります。 申請人の■さんは、集出荷業を営んでおり、出荷時に道路が混雑してしまうので、バイパスとして農業用道路を整備したいと。この農業用道路の先に作業場、駐車場等があります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。

	(議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について)
議 長	続きまして、議案第3号 「農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号1番、権利、使用貸借権。申請地、[REDACTED]。地目、田、面積1,589平方メートル。使用借人、[REDACTED], [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]。使用貸人、[REDACTED], [REDACTED]。転用施設、資材置場、1,589平方メートル。事由、現在の資材置場は借地であり、売却のため返却をしなければならないため、申請地を借りて新たな資材置場を整備して利用したい。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
永井俊齋委員	12番、永井です。1番についてご報告いたします。 去る7月15日に現地調査を行いました。調査員の皆さん、大変ご苦労さまでした。場所につきましては、地図1ページの右側の位置です。詳細につきましては、地元委員さんお願いします。 申請地は、集落が形成される農地の例外として資材置場の整備が許可できる環境であり、農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。
議 長	地元委員の説明を求めます。
海東一委員	6番の海東です。現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。 場所は、地図1ページの右側を御覧ください。元串挽小学校北の

	信号機から旧道のほうに入りまして、南東200メートルぐらいの場所にあります。譲渡人は、[REDACTED]さんと受人、[REDACTED]さんは、[REDACTED]の社長と社員の関係でございます。このたび受人、[REDACTED]さんが申請地を資材置場ということで使用貸借がまとまったということでございます。現在は、田として耕作しております。刈り取り後、盛土をして使用したいとのことです。よろしく審議のほどお願いします。
議 長	番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号2番、権利、贈与。申請地、[REDACTED]。地目、畠、面積1, 627平方メートル。譲受人、[REDACTED], [REDACTED]。譲渡人、[REDACTED], [REDACTED]。転用施設、駐車場50台、1, 627平方メートル。事由、吉祥寺の住職をしておりますが、寺の駐車場が手狭なため、農地法の許可を得ずに駐車場として整備して利用していたため、是正の申請をしたい。 なお、この案件につきましては、既に使用されているため、始末書が添付されています。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので、続けてお願ひいたします。
永井俊齋委員	12番、永井です。2番についてご報告いたします。

	<p>去る7月15日、現地調査を行いました。場所につきましては、地図2ページの左側の位置です。申請地は、現地調査意見書のとおりであり、農地区分は農地の中に宅地が点在する地域で、第2種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p> <p>この案件は、既に碎石が入り、数年前から駐車場として使用されており、今回始末書が添付されています。</p> <p>次に、地元委員としてのご説明をします。この申請は、県道8号線を鉢田から小川方面へ進み、借宿吉祥寺を左折し、約200メートル入り、借宿学習館の南側になります。譲渡人の[REDACTED]の共有名義で、2人は兄、妹の関係です。このたび譲受人であります夫、[REDACTED]さんがお寺の駐車場が手狭なため贈与を受け、整備することが円満にまとまったということでございます。問題のない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願いたします。</p>
議長	<p>番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号2番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
議長	<p>続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事務局	<p>番号3番、権利、売買。申請地、[REDACTED]。地目、畠、面積1,501平方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、農業用駐車場・車両転回広場、1,501平方メートル。事由、農産物の生産販売業を営んでおります。申請地の西側に事務所及び集出荷ヤードがありますが、手狭で通行の妨げとなることがあるため、申請地に車両</p>

	<p>転回場及び駐車場を新設したい。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
永井俊齋委員	<p>12番、永井です。3番についてご報告いたします。</p> <p>場所につきましては、地図2ページの右側の位置です。この位置は、先ほどから話が出ています████さんの場所と同じところになります。詳細については、地元委員さんお願ひします。</p> <p>申請地は、集落が形成されており、農地に例外として駐車場等の整備が許可できる環境であり、農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p>
議長	地元委員の説明を求めます。
箕輪美代子委員	<p>23番、箕輪です。3番について説明いたします。</p> <p>場所は、地図2ページの右側になります。これ先ほどの4条に出た案件と同じ位置にあります。県道110号線を水戸のほうに向かって揚子江のところを右に曲がって700メートルのところに申請地があります。譲渡人の████さんと譲受人の████さんは、知人の間柄であります。このたび譲受人の████さんの車両転回場と駐車場を新設したいということで、売買契約が円満にまとまっております。譲受人の████さんは、葉物、イチゴの大規模農家であり、集出荷業を営んでおります。申請地に面している道路が狭く、生産物の集荷時には、大型トラックが二、三台駐車して通行の妨げになることが多々あるということありますから、今回の申請に至ったわけであります。よろしくご審議のほどお願ひいたします。</p>
議長	番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号3番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号4番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号4番、権利、売買。申請地、[REDACTED]。地目、畠、面積309平方メートル。譲受人、[REDACTED], [REDACTED]。譲渡人、[REDACTED], [REDACTED]。転用施設、農業用通路、309平方メートル。事由、現在利用している集出荷場の前面道路が混雑している。混雑を緩和するため、バイパスとして農業用通路を整備したい。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
森作秀裕委員	10番、森作です。場所については、先ほどと同じように2ページの右側の②の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんお願ひいたします。 申請地の農地区分は、第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断いたしまして、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、報告いたします。
議 長	地元委員の説明を求めます。
箕輪美代子委員	23番、箕輪です。4番について説明いたします。 場所は、2ページの右側です。先ほど3番で説明した申請地の隣、1番と2番とありますて、この②が今回の申請地になります。譲渡人と譲受人は、3番と一緒にあります。先ほどの申請地に隣接したところにありますて、かつ4条で申請した農業用道路につながる道路であります。集荷時の混雑を緩和するためのバイパスとして整備したいということありますので、よろしくご審議のほどお願ひいたします。
議 長	番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。

	(質疑なしの声あり)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号4番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号5番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	<p>番号5番、権利、贈与。申請地、[REDACTED]。地目、畠、面積392平方メートル。譲受人、[REDACTED], [REDACTED]。譲渡人、[REDACTED], [REDACTED]。転用施設、自己住宅、109.44平方メートル。事由、現在実家に両親と同居しているが、子供の成長に伴い手狭になつたため、申請地に自己住宅を建築したい。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
森作秀裕委員	10番、森作です。場所については、地図3ページの左側のところになります。申請地の農地区分は、第1種農地と判断をいたしました。農地転用許可基準から判断いたしまして、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、報告いたします。
議 長	地元委員の説明を求めます。
小沼藤雄委員	20番の小沼です。先ほど3条にありました[REDACTED]さんと[REDACTED]さんの贈与に関して、今度は反対に[REDACTED]さんが自己住宅を建てたいということで申請がありました。地図では3番の左側です。宮ヶ崎から造谷の県道からちょっと入ったところなのですけれども、何の問題もないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長	番号5番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号5番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。
議長	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号5番を申請どおり許可と決定いたします。
事務局	続きまして、番号6番を上程いたします。事務局に説明させます。 番号6番、権利、使用貸借権。申請地、[REDACTED]。地目、畠、面積499平方メートル。使用借人、[REDACTED]、[REDACTED]。使用貸人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、自己住宅、105.58平方メートル。事由、現在実家に両親と同居しているが、子供の成長に伴い手狭になったため、申請地に自己住宅を建築したい。 なお、この案件につきましては、一部使用されているため、始末書が添付されています。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
森作秀裕委員	10番、森作です。6番について報告いたします。 場所については、地図3ページの右側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんお願ひいたします。 申請地の農地区分は、第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断いたしまして、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、報告いたします。
議長	地元委員の説明を求めます。

小沼藤雄委員	20番の小沼です。場所は、3番の右側です。ちょうどここは鉾田市と茨城町との境界でありまして、近くには舟木の共同墓地があります。始末書が添付されている件なのですけれども、調査の方の報告もありましたように何の問題もないと思しますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	番号6番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号6番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号6番を申請どおり許可と決定いたします。
議長	続きまして、番号7番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	番号7番、権利、贈与。申請地、[REDACTED]。地目、畠、面積609平方メートル。同じく[REDACTED]。地目、畠、面積389平方メートル。計2筆、998平方メートル。譲受人、[REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]。譲渡人、[REDACTED], [REDACTED]。転用施設、共同住宅、216.13平方メートル。事由、申請地は幅員の広い舗装道路に面しており環境がよいので、共同住宅及び駐車場を整備したい。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。
	以上でございます。
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
小沼正委員	11番、小沼です。7番についてご報告いたします。 場所については、地図4ページの左側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんお願ひいたします。 申請地は、集団的に存在する農地の地域にあり、農地区分は第1種農地として判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、

	転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積など、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。
議長	地元委員の説明を求めます。
宇佐見達夫委員	<p>3番、宇佐見です。7番について説明します。</p> <p>現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、地図4ページ左側、県道110号線、ミニストップとJAガソリンスタンドがある交差点を東へ1.5キロほど、旧徳宿小学校、現在のとくしゅくの杜の南側に隣接した農地となります。譲渡人、[REDACTED]さんと譲受人、[REDACTED]さんは親子の関係となります。[REDACTED]さんの実家の土地で、去年まで知人に貸していたということでしたが、場所的に大きな道路に面しており、アパートを建てるのに最適な土地ということで、賃貸業を営んでいる[REDACTED]さんがお母様の[REDACTED]さんから贈与してもらい、アパート建築をしたいとのことでした。[REDACTED]さんは、現在安房にあります[REDACTED]を経営しながらアパートを2棟ほど経営しております。特に問題のない案件かと思われますので、ご審議よろしくお願いします。</p>
議長	番号7番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号7番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号7番を申請どおり許可と決定いたします。
議長	続きまして、番号8番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	番号8番、権利、賃貸借権。申請地、[REDACTED]。地目、畠、面積2,973平方メートル。賃借人、[REDACTED], [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]。賃貸人、[REDACTED], [REDACTED]。転用施設、農業用倉庫・農業用資

	<p>材置場、558平方メートル。事由、カンショの生産加工販売を営んでおり、事業拡大に伴い生産量、出荷量が増え、貯蔵施設が不足したため、申請地にキュアリング貯蔵庫及び農業用資材置場を整備したい。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
森作秀裕委員	<p>10番、森作です。8番についてご報告いたします。</p> <p>場所については、4ページの右側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんお願ひいたします。</p> <p>申請地の農地区分に関しましては、第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、報告いたします。</p>
議 長	地元委員の説明を求めます。
小沼藤雄委員	<p>20番の小沼です。譲渡人、[REDACTED]さんと[REDACTED]さんは親子関係であります、この地図でいいますと4ページの右側です。鉾田の町内のほうから舟木街道のセイミヤの交差点を右へ曲がりまして、三、四キロ行った右側で、これまでにもキュアリング貯蔵庫とか作業所もあったのですけれども、規模拡大したいということで、農業用倉庫、農業資材置場をつくりたいということで、毎年のように規模拡大しているので、何の問題もないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	それでは、番号8番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号8番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号8番を申請どおり許可と決定いたしました。

	す。
議 長	続きまして、番号9番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	<p>番号9番、権利、売買。申請地、[REDACTED]。地目、田。面積899平方メートル。譲受人、[REDACTED], [REDACTED]。譲渡人、[REDACTED], [REDACTED]。転用施設、舟補修作業場、899平方メートル。事由、現在涸沼にて漁業を営んでいるが、しじみ漁用資材置場や船の補修場所がないため、申請地に整備したい。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
小沼正委員	<p>11番、小沼です。9番について報告いたします。</p> <p>場所については、地図5ページの左側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さん、よろしくお願ひいたします。</p> <p>申請地は、集団的に存在する農地の地域にあり、農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積など、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断したので、ご報告いたします。</p>
議 長	地元委員の説明を求めます。
井川栄委員	<p>22番、井川です。9番についてご説明いたします。</p> <p>現地調査の皆さん、大変ご苦労さまでした。地図は、5ページの左側を見ていただきたいと思います。いこいの村涸沼より東側約1キロ、県道大洗友部線より100メートル涸沼沿いに入った、隣接地に涸沼ヨットハーバーがあります。その隣です。譲渡人の[REDACTED]さんと譲受人、[REDACTED]さんは、[REDACTED]さんの祖父からの友人の関係でございます。このたび譲受人、[REDACTED]さんが申請地で舟の補修と整備、漁の資材置場などを設置したいということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。問題のない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議 長	番号9番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)

議長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号9番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。番号9番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
議長	<p>続きまして、番号10番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事務局	<p>番号10番、権利、賃貸借権。申請地、[REDACTED]。地目、畠、面積0.32平方メートル。賃借人、[REDACTED], [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]。賃貸人、[REDACTED], [REDACTED]。転用施設、営農型太陽光発電設備0.32平方メートル。この転用面積の0.32平方メートルにつきましては、太陽光パネルの支柱及びパワーコンディショナーなどの設置に要する面積となります。事由、農地を有効利用するために、申請地を借り受けて営農型太陽光発電設備を設置したい。下部作物、サカキ。許可の日から10年間の一時転用となっております。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので、続けてお願ひいたします。</p>
小沼正委員	<p>11番、小沼です。10番についてご説明します。</p> <p>去る7月15日に現地調査を行いました。場所については、地図5ページの右側になります。申請地は、県道下太田鉾田線沿いにあり、大洗鹿島線、鹿島旭駅に1キロの位置にあります。集団的に存在する農地の地域にあり、農地区分としては第1種農地と判断いたしました。農地を有効利用するために申請地を借り受けて、営農型太陽光発電設備を設置する一時的転用であり、例外的に許可できると判断いたしました。</p> <p>以上の点から、農地転用許可基準から判断して、農用目的、位置</p>

	<p>環境、実現の確実性、計画面積など、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、地元委員として説明します。[REDACTED]さんと[REDACTED]さんは、太陽光の契約者の関係で、農地を有効利用するため申請地を借り受けて、営農型太陽光発電設備を設置したいということです。下部農地ではサカキを栽培するということです。何ら問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>番号10番について質疑に入ります。質疑を許します。どうぞ。</p>
宇佐見達夫委員	<p>3番、宇佐見です。すみません。ちょっと確認なのですが、営農型太陽光設備の一時転用って結構3年が今まで多かったと思うのですけれども、これは10年になっている。これは申請者が選べるというか、最長何年までとかあるのか。</p>
議 長	<p>では、事務局のほうから。</p>
事 務 局	<p>農地係の鬼澤です。営農型太陽光の下部農地の営農者について、認定農業者になっている方の場合ですと、最長10年間まで営農型太陽光のみ期間が認められておりまして、それ以外の農家の方が下部農地を耕作する場合は、3年間が最長という形になりました。今回の下部農地賃貸借設定を3条でしているのが[REDACTED]さんというところになるのですけれども、[REDACTED]さんは認定農業者ということで広域認定を受けられているので、今回は10年間の一時転用という申請が出されています。なので、最長という観点でいえば10年間が最大になるのですけれども、それ以外の場合は基本的に3年間が一時転用の期間というふうになるので、そこだけご注意いただければと思います。</p> <p>以上になります。</p>
菅谷美尚委員	<p>同じ質問をしようと思ったのですが。</p>
議 長	<p>ちょっと私から確認なのですが、確認の意味で、10年間は分かりましたが、認定農業者だからと。だけれども、サカキを作るということで申請をしていると。だけれども、やはりサカキの雑草が農業委員または推進委員が行ったときに、ちょうど雑草とサカキが競争しているような状態では、これは指導することができるのかできないのか。</p>

事務局	おっしゃるとおりで、さっき言ったとおり、営農型太陽光、農地を有効活用しなければいけないので、許可要件の条件にきちんと営農することというふうになっておりまして、毎年2月に作物の状況報告ということで、全ての営農型太陽光の耕作者の皆さんから報告を受けておりますので、それでもし作付等きちんとされていなければ、許可を取り消すことができるというふうになっていますので、当然パトロールで見つけた場合は、指導から入していくようになりますけれども、作付きんとされていない、管理をされていなければ、営農型太陽光の一時転用許可を取り消すことも十分できるというふうになります。
議長	<p>そういうことで、許可を取り消すこともできるけれども、10年だから、私もいなくなる可能性がありますから、確認はできないから、続けて本当にこういうところは皆さん農業委員、また推進委員の方でやはり、一般的な土地が、第1種農地が失われることで非常に何か寂しいから、やはり毎年1年に2回なり、ひとつ見回っていただいて、幾らかでもきれいに整備されているようにお願いしたいと思います。</p> <p>そういうことで、よろしいですね。</p>
	(分かりましたの声あり)
議長	それでは、続けて10番について質疑を許しますけれども、どうでしょう、そのほかに。
	(質疑なしの声あり)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号10番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号10番を申請どおり許可と決定いたします。
議長	続きまして、番号11番を上程いたします。事務局に説明させます。

事務局	<p>番号11番、権利、使用貸借権。申請地、 ██████████。地目、畑、面積86平方メートル。使用借人、 ██████████、██████████。使用貸人、 ██████████、██████████。転用施設、農業用作業所54.65平方メートル。 事由、農業規模拡大に伴い、自宅敷地内の既存作業場が手狭なため、 自宅に隣接する申請地に農業用作業場を増築したい。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
小沼正委員	<p>11番、小沼です。申請番号11番について報告いたします。</p> <p>場所については、地図6ページの左側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんお願ひいたします。</p> <p>申請地は、集団的に存在する農地の地域にあり、農地区分は第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積など、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p>
議長	地元委員の説明を求めます。
窪伸衛委員	<p>15番、窪です。11番についてご説明させていただきます。</p> <p>現況調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、地図6ページの左側を御覧ください。国道51号の西勝下の歩道橋のある信号を西側に曲がり、1.5キロぐらい行った場所になります。譲渡人、████さんと譲受人、████さんは親子の関係にございます。████さんは農業後継者であり、イチゴを栽培しております。このたび自宅敷地内にある農作業場が手狭になったことから、農作業場を増築する際に敷地が手狭なため、農地を一部使用したいとのことで転用に至ったそうです。農業経営の効率化を図るため、農業用施設建設による農地転用であり、問題がない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	番号11番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号11番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませ</p>

	んか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号11番を申請どおり許可と決定いたします。
(議案第4号 農地改良協議に対する同意について)	
議長	続きまして、議案第4号 「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。
議務局	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。 番号1番、届出地、[REDACTED]、田376平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。目的、田畠転換、高低差解消。期間につきましては、令和4年8月31日までとなっております。 なお、この案件につきましては、一部着工されているため、始末書が添付されています。 以上でございます。
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
永井俊齋委員	12番、永井です。1番についてご報告いたします。 去る7月15日、現地調査を行いました。場所につきましては、地図6ページの右側の位置です。詳細につきましては、地元委員さんお願いします。 申請地は、耕作が放棄された水田であり、道路として高低差がある農地の解消をするための行為であります。農地改良制度の要件から判断して、農地改良の目的、位置、実現の確実性、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。 なお、この案件は既に一部に客土がされておりまして、始末書が

	添付されております。 以上です。
議長	それでは、地元委員の説明を求めます。
海東一委員	<p>6番の海東です。現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。</p> <p>場所は、地図の6ページ右側を御覧ください。元串挽小学校北の信号から南西に300メートルぐらいの場所に串挽香取神社があります。その付近でございます。6ページの右側なのですが、この水色は香取神社の池でございます。その下に申請地があります。このたび申請人、[REDACTED]さんが田んぼ376平米を畠に転換したいということで、農地改良の申請がされたとのことであります。[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]さんは、妻と長男3人で畠3.5ヘクタール、田60アールを耕作しております。畠に転換後、家庭の近くなのでナス、キュウリなどの作物を作りたいとのことです。同意前に土を入れているため、始末書が出ております。問題がない案件だと思われますので、よろしく審議のほどお願いします。</p>
議長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号1番を協議どおり同意することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議長	異議ないものと認め、番号1番を協議どおり同意することに決定いたします。
	(議案第5号 農地法第3条の買受適格証明書の発行及び公売落札後の許可について)
議長	続きまして、議案第5号 「農地法第3条の買受適格証明書の発行及び公売落札後の許可について」を議題といたします。

	議長 番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	番号1番、土地の表示、[REDACTED]。畝。2, 259平方メートル。願出人、[REDACTED], [REDACTED]。こちらは公売になります。入札期日は令和4年7月26日で、開札期日も同じく令和4年7月26日となっております。 以上でございます。
議長	番号1番について地元委員の説明を求めます。
海東一委員	6番の海東です。[REDACTED]さんと譲渡人、[REDACTED]さんは、集落内の間柄でございます。このたび[REDACTED]さんが作付していた土地が公売になるとのことで取得したいということでございます。[REDACTED]さんは、経営面積、田んぼが8ヘクタール、畝が50アールあり、後継者も熱心に取り組んで3人で経営しております。借地だったため、申請地を取得したいということでございます。 以上のような理由から、譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件において支障はないと考えられております。つきましては、農地法第3条の買受適格証明書の発行について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	番号1番について質疑に入ります。 (質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号1番を申請どおり買受適格証明書を発行することとし、なお落札の際には農地法第3条の許可書を発行することにご異議ございませんか。
議長	(異議なしの声あり)
議長	異議ないものと認め、番号1番について申請どおり買受適格証明書を発行することとし、なお、落札の際には農地法第3条の許可書を発行することいたします。

(議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18
条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画
の決定について)

議長	続きまして、議案第6号 「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
議長	事務局に説明させます。
事務局	申請件数につきましては10件、合計で12筆、面積4万6,900平方メートルです。利用権の種類でございますが、賃貸借11筆、使用貸借1筆となっております。内訳につきましては、全て新規となっております。 いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上でございます。
議長	それでは、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、■番 委員、■番 委員の退席を求めます。 (■番 委員、■番 委員退席 午後3時38分)
議長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第7号を、申請どおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を決定することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)

	<p>議長 異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。</p> <p>■番 委員、■番 委員の入場を認めます。</p> <p>(■番 委員、■番 委員 入場 午後3時39分)</p> <p>(報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)</p>
議長	<p>報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p> <p>3件の届出がございました。3筆で、合計面積は7,256平方メートル。全て合意解約となっています。</p> <p>以上でございます。</p>
事務局	<p>(報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)</p>
議長	<p>報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p> <p>3件の届出がございました。9筆で、面積につきましては合計で1万7,502平方メートルでございます。相続による所有権移転となっております。</p> <p>以上でございます。</p>

	<p>議 長</p> <p>以上で、議案の審議及び報告を終わります。</p>
	<p>議 長</p> <p>続きまして、「令和5年度国・県・市町村農業施策に関する要望について」農政部会に6月総会時に付託をしておりましたので、農政部長から報告をお願いいたします。</p>
坪沼美知子委員	<p>2番、坪沼です。農政部会から第2回農政部会会議の結果を報告いたします。</p> <p>6月定例総会で付託をされました、「令和5年度国・県・市町村農業施策に関する要望」について、6月定例総会終了後に農政部会で協議をいたしました。</p> <p>協議をした結果、皆様のお手元にあります「資料1」とおりとなりましたので、ご確認いただければと思います。</p> <p>こちらの要望書につきましては、鉾田市農業委員会の意見として、7月19日付で事務局から茨城県農業会議に提出をいたしましたので、ご報告いたします。</p>
議 長	<p>ご苦労さまです。</p> <p>続きまして、「農地売買等事業に係る基準面積の改定（追加設定）」について、茨城県農林振興公社から照会がありましたので、事務局から説明をいたします。</p>
事 務 局	<p>それでは、皆様のお手元のほうに資料2というものを配付させていただきましたけれども、そちらを御覧いただきたいと存じます。</p> <p>こちらの資料2、農地売買等事業に係る基準面積の改定（追加設定）についてという資料でございますが、この農地売買等事業につきましては、茨城県農林振興公社が執り行っているところでございますが、このたび売買に係る基準面積の見直しということで通知がございました。基準面積につきましては、通常5年ごとに見直すことになっておりまして、次回の見直しは令和5年度を予定されているとのことでございますが、このたび周年栽培、専作農業による施設園芸等の一部の営農類型につきまして、現に本事業を活用しようとする者の経営面積と基準面積が乖離しており、農地売買等事業の運用に支障がある案件が生じたことにより、その営農類型の特性を考慮して、現行の基準面積に追加したいとのことでありました。</p> <p>現在の鉾田市の基準面積は269アール、こちらに追加をしまして、9月1日以降に、こちらの取扱いにつきましては、「施設野菜 果菜類 トマト（専作経営）」及び「施設野菜 果菜類 キュウリ（専作経営）」につきまして、全県の基準面積、こちらは20アール</p>

	<p>となる予定でございます。今回、農地売買等事業においてのみでございますけれども、下限面積要件との関係につきましては、農地法施行令第2条第3項第1号により、農地法第3条第2項第5号の下限面積を満たす必要はない例外に当たるとのことです。</p> <p>この件について、お諮りいただきたいので、よろしくご審議をお願いします。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、「農地売買等事業に係る基準面積の改定（追加設定）」について決定することにご異議ございませんか。</p> <p>どうぞ。</p>
菅谷美尚委員	<p>4番、菅谷です。すみません。今の説明でちょっと分からぬのですけれども、現行と何か変わったところはあるのですか。</p>
事務局	<p>現行につきましては、通常、鉾田市の基準面積というのが269アールの面積を持っていないと農地売買等事業が使えないということになっております。しかしながら、茨城県農林振興公社のほうで、20アールでもトマトだったりキュウリ、そちらのほうの関係で改定をしたいということで照会がございました。こちらについては、茨城県全部20アールにしたいということで照会があったもので、こちらについて下限面積要件とか、そちらがなくてもクリアするということで、農林振興公社のほうからお話を伺っております。</p>
菅谷美尚委員	<p>それでは、トマトとキュウリに関しては、面積がこの面積で大丈夫ということなのですね。20アールで。</p>
事務局	<p>こちらについては、農地売買等事業を使うものにおいても面積の基準があるので、そちらのほうに関する基準でございます。</p>
菅谷美尚委員	<p>分かりました。すみません。ありがとうございました。</p>
議長	<p>確認ですけれども、鉾田市が269アールで、最低でも269。ただし、この下にある営農類型が追加されたということだよね。</p>
事務局	<p>はい。今回追加された。</p>
議長	<p>今回のあれで、これだけのやつが追加されたということだよね。トマトだと果物類だと、果菜だと、そういうやつに関しては基準面積が20でもいいということで。</p>

事務局	はい。
議長	それが追加されたということ。
事務局	はい、そのとおりです。
議長	はい。そういうことでございます。 そのほか何かありましたら。 そのほか異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	では、異議ないものと認め、「農地売買等事業に係る基準面積の改定（追加設定）」について決定いたします。
議長	続きまして、その他について何かありましたらお願ひいたします。 事務局からお願ひします。
事務局	1つ連絡事項という形でよろしいでしょうか。
議長	はい。
事務局	本日も欠席等あったのですが、欠席する場合は、取りあえず事務局にご連絡をいただきて、事前に出された欠席届の様式がございますので、欠席届を出していただく形になります。 それと、再任されている委員さんは大丈夫だと思うのですが、新任の委員さんなんかも、もし万が一欠席するに当たりまして、地元委員とか現地調査員で説明が割り当てられている場合もあるかと思います。そういう場合には、代理の委員さんに説明していただくようになりますが、その際に代理の委員さんがきちんと説明できるように読み上げの文章を作るなり何なりで、お話を聞いておいていただいて、総会の説明の際に滞りなく進めるように対応をお願いしたいと思います。
	それと、活動日誌、本日も提出いただいている方もいらっしゃいますが、未提出の方、滞っている方もいらっしゃいます。こちらは今年度の4月から9月までの実績で、今年度の交付金の金額が決まります。確かに交付金のためだけにやっているというわけではないのですが、一應それも実績が重視されるところですので、提出のほうを忘れずに。
	それと日数のほう、10日という目標を設定させていただいてお

	<p>りますので、農地パトロールとか、農地の相談とか、そういうのも含めて10日を目標にやっていただければと思います。ただ、その農地の利用相談とか、マッチングに関しては、これは相談が来ないとなかなか日誌にも書くことはできませんので、もちろん相談が来た場合には、それをどんどん書いていただきたいですし、事務局と相談した場合も、その辺も書いていただき結構です。あとは農地パトロール、農地に行った場合とか、どこか出かける際に自分のエリアのところ、ここの地区をちょっと農地パトロールしたということで、農地パトロールとして日付を日誌に記載していただければと思います。そちらで稼ぐという言い方もなんですが、それもきちんとした活動ですので、記載のほうをよろしくお願ひします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>そのほか何かありますか。 はい、どうぞ。</p>
海東一委員	<p>6番の海東でございます。</p> <p>議案書の配付なのですが、22日前には配付は不可能なのでしょうか。私、今回3件議案があって、間、22日の夕方来まして、3, 4, 中2日しかないのですね。農家は今忙しくて、私のほうは田んぼの管理が、そういうのが忙しくてなかなか2日前にはできないので、ちょっと日数、もう少しもらえないものかなと思いまして、今手を挙げました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	では、事務局、どうぞ。
事 務 局	<p>もちろん議案書が来てからいろいろ調べたりという、そういうのもあると思いますので、委員さんのおっしゃることは分かるのですが、一応こちらの規則のほうで3日前までには届けるということになっておりまして、うちのほうもできれば早めには送りたい、お渡ししたいところなのですが、15日が現地調査があります。その後会長の現地調査があって、あとは農地法4条、5条だけではないのですね。3条もありまして、3条は全部農地を担当の係が見ます。ちゃんと農地になっているかどうか。建物なんかが建っていないかどうかというのをきちんと確認等をしますので、どうしてもなかなかそれより早くというのは、その日がぎりぎりぐらいになってしまふのかなというのは、申し訳ないのですが、ご了承いただければと思います。申し訳ございません。</p>
海東一委員	はい、分かりました。

事務局	もし議案書配付の前に申請者から電話が来て、ちょっと内容を知りたいとか、事前に知りたいというのであれば、事務局に来ていたいたり、お電話をいただければ、内容について説明等はできますので、ちょっとそういった対応でお願いできればと思います。
議長	よろしいでしょうか。
海東一委員	はい。
議長	そのほかありますでしょうか。
	(発言なし)
議長	では、なければ私のほうから1点、皆様にひとつ相談したいことがあります。 冒頭で、私も挨拶の中で言いましたけれども、コロナがこれだけ感染が広がってきて、本当に鉢田でも危ない状況になってきておりますので、前回もやはり感染が多いときに、農業委員の定例総会を半数でやっていた。ただし、案件がある方は参加していただくと、それが過半数を超えて可決になるということだから、過半数以上になるわけだから。だから、ここでやはりこれだけ多く出ていると、半分ずつやって、それでなおかつ案件のある方たちに出ていただければ半数以上を同意が得られるから、これだけやはり感染が第7波が来て、茨城ばかりでなく、全国的にもこれだけ多くなっているものだから、非常にそういうことで農業委員会としても考えたほうがいいのかなと私個人的には思っていますけれども、皆さんにやはり相談でございます。
	前回もやはり半数でやっていて、1年くらいやりましたか。やはりそういうようなことがありますので、ひとつそういうことがいいか悪いかを皆さんで考えていただいて、来月からもし、このままだんだん感染が増えてしまっているのに農業委員会だけ前半分でやったのに、何で全体会議でやっているのだと批判食ってしまってもしようがないから、そこら辺のところも考えたほうがいいのかなと私思って、先ほど事務局に、局長にも相談したのだけれども、皆様に検討していただきたいのはそういうことで、1年ぐらい前回もやりましたので、いかがなものかなと思っております。
菅谷美尚委員	自分もこれだけ第7波が多くなってきて、なおかつ鉢田市でも物すごい人数になってきているわけですよね。だから、こういう議会の中で、もしも感染したりなんかしたということになると問題が大

	きくなるのではないかと思うのです。前回もそういうことで、半数でやってもらったのだから、今回もそういう方向でやってもらったりいいのではないかと自分は思います。
議長	ありがとうございます。 そのほかの皆さんもいかがでしょうか。
	(同意見ですの声あり)
議長	はい。
草野克信委員	鉢田市は、農地法の3条をはじめ4条、5条と案件が非常に多いのですよね。ほかの市町村から見ても多いものですから、やっぱり今おっしゃられたとおり、もしこの案件が滞って総会が開けなかつたと、そういうのがないためにも、私も菅谷さんとか坪沼さんとかと同じ意見で、来月から半分の委員でするということで、それがいいと思いますので。
議長	そういうことで、皆さんどうでしょうか。
	(異議なし、異議ありの声あり)
平沼要司委員	あります。 8番、平沼です。人数を減らして半分でやると寂しくなってしまうから、全員で出てやったもらったほうが私は。それで、みんなコロナの予防接種をやっているでしょう、皆さん4回目。それなのだから、3分の1、半分などでやっていると張り合いがなくなってしまうから、やっぱりみんな全員出て、コロナが出たときは出たで、また対処したほうがいいのではないかと思うのだけれども、私は。
議長	というのは、私が今提案したのは、前回も1年間は半数のあれでやっていたの。だけれども、半数といつても、24人の中の12人ではないから。12人の中に十七、八人は最低でもいるのですよ。結局自分が案件があるやつは出なくてはならない。前半か後半に分かれるけれども、それでも案件がある場合には毎回出る人も出てきてしまうのですよ。今日も見てのとおり案件が結構あるでしょう。その案件がある方は結構出なくてはならない。そうすると、半数ではなくなってしまうのですよ。3分の2ぐらい出るようになってしまふのです。
平沼要司委員	半数と聞いたから、半分でとか、3分の1になると。

議 長	<p>それは私の説明不足で申し訳ないけれども、だけれども、そういうような形で、やはり3分の2ぐらいは前回出ています。</p> <p>それと、私はもう一つ、先ほど言ったのは、前回も1年ぐらいはそういう形でやってきたのに、これだけ多くなって、まだ同じように全体会議をやっていたらば、何でこの前はやったのに今回はやらなかったのだなんて上から怒られるのも俺はおっかなかったから、今皆様にご相談したと、一応。やっぱりここは何だかんだといったって市長だから、1年間半数でやった経過があるわけだから、感染者がそれよりも多いわけだから、今回は。だから、ここでやっぱり考えて、そういう形でやったほうがいいのではないかと思って皆さんに相談したわけなのです。</p>
平沼要司委員	はい、分かりました。
議 長	<p>ご理解いただければ。確かに24人でやったほうがいいですよ。それはいろいろな議論が尽くされるから非常にいいのだけれども、やっぱりコロナで、集まり、いろいろ行事ものは全て中止になっているわけだから、農業委員会もそういう形で、前回は1年間そういう形でやったにもかかわらず、また今回もということでなってしまってはしようがないから、皆様に相談したのだけれども。そんなわけですから。それで了解を得られれば、来月から。ただ、案件がある人はみんな出てきてもらうような、そんな形でございますので、それでよろしいでしょうか。</p>
	(具体的には、どういう順番でその半数を決めるのですかの声あり)
議 長	だから、例えば番号順、番号順に1番から12番までと。
菅谷美尚委員	前回やったやつをちょっと説明してもらえばいいのではないですか。
	(私、初めてだからよく分からぬるのでの声あり)
議 長	だから、それが一番簡単でしょう、半分ずつ分けるには。みんな番号を抽せんで、くじ引きで選んだわけだから、自分で番号を選んだわけではないから。だから1番から12番まで、13番からという形でやればそうなると思うのですが。
	(はい、分かりましたの声あり)

議長	そのほうが公平。最後に、案件が少なくなって、12人しか出ない半数でも、私と代理が2人加わるから、私と代理のどちらかが加わるから、そうすると半数以上になるのです。 (分かりましたの声あり)
議長	そういうことで。 では、そういうことで、皆さん了解していただけますか。 (賛成ですの声あり)
議長	ありがとうございます。 では、事務局から。
事務局	では、確認なのですけれども、来月から、以前と同じやり方で半分に、1から12までと13から24までという形で、前半、後半で切って、来月は前半でいいですか。
議長	前半でいいでしょう。
事務局	要するに、来月は前半の方プラス後半の方で案件がある方ということでおよろしいですか。その次は後半の方と、前半で案件がある方という形で割り振る形でいいですか。
議長	だから、半分に分けても、休んでも、案件がある方は出席もらうのですからね。案件がある方はやはり出なくてはならない。そうすると、毎月出るような方も出てきてしまうのです。
事務局	それと、皆さん一応、ネクタイピンまでは、夏のあれなのでいいのですが、身分証のほうはお持ち、携帯されていますか。一応これは携帯していただくようにお願いします。
議長	それでよろしいですか。あと事務局のほうで何かありますか。
事務局	あと最後に……終わってからでいいですか。会を取りあえず一回締めていただいて、その後にまちづくり推進課のほうから、つくばエクスプレスの延伸の関係で、ちょっと要望と署名等もお願いしたいということで、説明がございますので、この後。
議長	分かりました。

それでは、皆様、そのほかにないようなので、議事日程を全て終了いたします。慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、鉢田市農業委員会7月定例総会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後4時07分 閉会

署名人

議長（会長）

9番 委員

10番 委員

